

■学位論文内容要旨

「食」教育への提言

——コメから学ぶ人と社会・経済・文化——

服部 康二 (2021年度修了)

1 研究の背景と目的

2005(平成17)年,学校教育での食育を推進するため,内閣府を窓口として「食育基本法」,翌年には「食育推進基本計画」が制定された。この背景にはアメリカ社会における成人の肥満による虚血性心疾患の増加防止を目的とした政策があった。それは,食の過剰摂取と肥満という同様の問題を抱えた日本にも影響を与えた。同法の制定時に食育を実践するための「栄養教諭」制度が発足し,同教諭には主に学校給食の場で食育を指導・推進する役割が課せられた。

食育は「栄養教育」と「食農教育」に大別されるが,後者の教育を同教諭が担うことが果たして可能なのか。他教諭との連携の下にとあるが,広範囲に跨る分野への指導内容と方法にまでは踏み込まれていない。食に関わる事象の全体像を明らかにするためには,食の生産から消費に至るまでの政治・経済・歴史・文化を視点とし,その背景と問題点を探求し,食を通して人間と社会のつながりを知ることが必要である。

本研究は現行の食育を補完し,栄養・食農の両分野に跨る教育を総合的な知とするために必要と考える「食」教育への提言を目的とする。

2 研究の方法

本研究での対象領域は,栄養(教育)分野の他に自然科学系の生物・化学および人文社会科学系の政治・経済・歴史・文化などである。これらの領域について先行研究を含めた文献および資料による考察を行った。

3 各章の概要(考察と結果)

第1章では,食育と関係の深い学校給食の歴史と役割について考察した。①明治期は経済的貧困が生む食料不足に対して,子どもの登校を促進させる手段であった。②大正期から昭和初期は将来の兵力としての子どもの成長のため,不足する栄養素を補うものであった。

③戦後期は敗戦後の混乱から社会秩序を安定させるために,主にアメリカによる給食物資供給に依存したものであった。

第2章では現在の学校給食を考察した。①食育は高度経済成長社会から生み出された歪としての飽食と偏食への対策であった。次に指導・推進者として「栄養教諭」が制度化されたが,栄養教育以外の他教科との連携の方策に課題が残る。②食料自給率の向上目標達成の先送りは,地産地消や国産品利用拡大に目を転じさせた。③自校方式から民間委託方式移行の増加は,経済合理性を優先したものである。労働力不足を補うための女性の労働参加と不安定な雇用形態は,家庭内調理である内食の減少から中食と外食の増加を生んだ。家庭における食形態の変化は,給食方式の外部化と近似性を持つものである。

第3章では「食」教育への提言のための教育内容を勘案し,食糧摂取の例としてコメを取り上げた。①農林水産省によるコメを軸とした「和食」メニュー提案がなされ,「日本人の伝統的な食文化」として一汁三菜が推奨された。そこでは天皇の祭事によるコメの神格化と権威化が強調されたが,一般民衆におけるコメ摂取の歴史には言及されていない。②明治初期には政府の財政不足を補うためのコメ輸出がなされたが,人口増加と労働者の都市移動による国内米不足には輸入米で対処した。③明

治末期から昭和初期にかけては、台湾と朝鮮半島への植民地政策により、コメの交配が振興され、移入米（植民地米）が増加した。

第4章では同じく教育内容として、コメ生産と食料自給率の低下問題を検証するため、明治期から続くコメ農政の変遷と、現在の農業環境の変化にともなう問題点を考察した。①明治期から昭和期に続く「大農^a・中農^b・小農^c」思想は経済利益に対する価値基軸の違いである。つまり、a. 大規模農業の量産による収益、b. 農民一人当たりの労働生産性による収益、c. 農地面積当たりの土地生産性による収益である。②農業就労者の減少耕作放棄地の増加対策として、補助金拠出をとまなう「飼料米」への転作奨励は、「主食用米」の減少となった。それは、同時にコメの価格維持政策でもあった。③コメ消費量の減少は、食の「洋風化」だけではなく、安価で多種多様な食材の大量輸入も一因にある。

第5章では学習課題として、食料危機への再認識を試みた。①国民の生命を守る「食糧安全保障」上の重要穀物は、コメ・コムギ・大豆である。②世界の食料危機の要因は、a. 人口の増加 b. 経済変動 c. 疫病や自然災害 d. 政治の不安定化による戦争である。③輸入リスクとして、a. 世界におけるコメ輸出余力の低さ、b. チッソ・リン・カリウムなどの肥料の輸入依存度の高さ、c. 世界的なフードサプライヤー6社による穀物供給網の寡占である。④日本農業の課題と将来への施策として、a.

「みどりの食料システム戦略」（2021年5月：農林水産省策定）は、農薬と化学肥料量の低減を2050年目標とした。実施の前提にはEU諸国への農産物輸出があるが、コメを食の共通基盤とするアジア諸国との共生的・互恵的役割としてのコメ輸出への活用は検討する価値がある。b. 「特定地域づくり事業推進法」（2020年6月制定）は、複数の事業組合が農業・水産・畜産業に亘る季節ごとの労働需要に応じ、労働者を従事させる正規雇用制度である。しかし、事業組合への補助がある制度のため、従来的一般人材派遣事業者や外国人技能研修制度による労働者との処遇の差異については、今後とも注視する必要がある。

4 おわりに

従来、食育関連法は内閣府を窓口とし、①栄養教育（厚生労働省）②食農教育（農林水産省）③人間形成（文部科学省）で構成されてきた。だが、食育の窓口は2015（平成27）年から農林水産省に一本化された。この変更がどのような理由から実施されたものかは、今後の課題として検証を要する事柄である。これまで論じた「食」教育への多角的な提言とは、「食」が様々な要素から成る多層的な構造を持つことを理解し、日本社会と世界の食の現状から、子どもたちが将来のあるべき食生活を描くことに繋げるためのものである。